

414
A4009



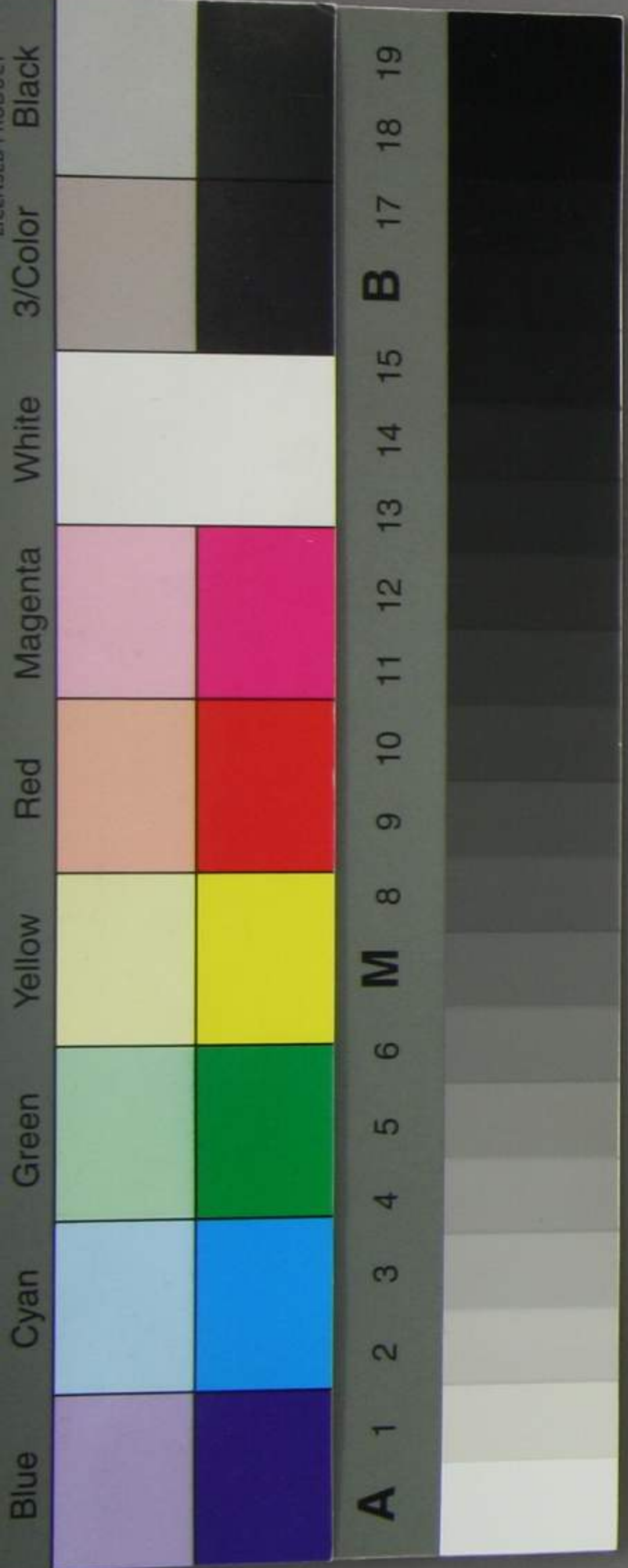
大隈春儀及子孫の書翰大綱

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄贈

1050

先般櫻子公にホリスウヘン所國鑑心研
究と一統の空許り交は取復志布の
拙者之別集持来對話おひ夜常
少る又末文の條約規則の通史國政府
善し拙者之區官後と年華の云々と君し以存右
條約規則一統常一序と一ハソノ以又

十卷目



夕
大... 日... 權... 人... 明... 終... 明... 大... 定...

牙... 通... 全... 同... 進...

二十九年九月廿九日

大...

字

大清
宣統
二年
四月
...

心手步石... 陸地巡...
 自無... 先收我國...
 早連... 商...
 右... 謝...
 中... 樂...
 朝廷... 官... 民...
 丁... 待... 上...

世一多し有る間布國下帰す以上
此國之事一決す忘れし間此國
内巡回一歸心をして欲し且日本
相名管見を心失致し一戻すも歸心
三歳の船一様き心より一戻すも其
方十分一多し一有る間可降上之利
を之し探る是れ一有る事一あり
譯 一此れ其國政府重要官一
間中一也

其一多し其日本政府自身より一
一歸心を極し事一あり其一多し
右一多し其利を極し一有る事一
一有る事一あり其一多し其利を極
我此國政府より一有る事一あり
一有る事一あり其一多し其利を極
一有る事一あり其一多し其利を極
一有る事一あり其一多し其利を極
一有る事一あり其一多し其利を極
一有る事一あり其一多し其利を極
一有る事一あり其一多し其利を極

貸出事業を爲す利益と存別其人莫
大に金を掛くを以て神節儉之主
と爲す難心を挿り此は政府の難心
より出づる品に税を取上年に其利益
隔段多く有る日本政府は力操と存
おるは外國人其金を以難心を以て
金と操りて之を直に成るに於て金
と存るは此令其難心を成りて其時

外國人金操りて其國政府に於ては多額
の金取らば其税を收りて其利益可
有るは力に理西洋各國永き経験
明白なるは其政府の及るは其天
草一島の石炭を掘りて免許を授けり
と操りて其天草一島を以て其天
と地有るは其政府の及るは其天
岩山今迄其操りて其目的より其金

和の有り政府の利益の些少の事聞
一、以別紙多の規則に通、中政府は
拙者之に信憑^頼年申時の書時間、政府は
月三四の如く信託を可細探らる、或は右
口を擧り其成切年、時の拙者も人
換集、之の中、如く信託、年早連
其親切、之中人、是を、子、知、以、多、年、之、後
源之書

おの首七年一第 卯三月十九日

バロコホニリストウヘン

古語抄抄方補

附下

